

令和 2 年浦安市教育委員会第 11 回定例会会議録

浦安市教育委員会

令和2年浦安市教育委員会第11回定例会

- I. 日 時 令和2年11月5日(木)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時45分
- I. 場 所 文化会館 3階 中会議室
- I. 進 行 教 育 長 鈴木忠吉
- I. 出席委員 教育長職務代理者 宮道 力
委 員 宮澤 ミシェル
委 員 吉野 則子
委 員 影山 純二
- I. 出席説明者 教育総務部長 白石嘉雄
教育総務部参事 大友隆司
教育総務部次長 醍醐 恵二
教育総務部副参事(教育総務課長) 河野良江
学 務 課 長 大和利光
指 導 課 長 丸山 恵美子
保健体育安全課長 斉藤 恭一
千鳥学校給食センター
第一・第二・第三調理場所長 平林俊明
生涯学習部長 八田吉浩
生涯学習部次長 島崎浩一
生涯学習部課長 土久菜穂
市民スポーツ課長 森田和徳
青少年センター所長 堀木和久
郷土博物館長 金子義則

高 洲 公 民 館 長	小 林 順 子
中 央 公 民 館 長	川 口 雅 之
堀 江 公 民 館 長	三 浦 正 志
富 岡 公 民 館 長	小 澤 浩 一
美 浜 公 民 館 長	渋 谷 亮 太
当 代 島 公 民 館 長	佐 藤 良 平
日 の 出 公 民 館 長	岡 本 修 司
中 央 図 書 館 長	曾 木 聡 子
健康こども部副参事（保育幼稚課課長）	三 代 川 潤 一

I. 傍 聴 人 1 名

I. 案 件

第 1. 会議録の承認

1. 令和 2 年浦安市教育委員会第 8 回定例会会議録の承認について
2. 令和 2 年浦安市教育委員会第 9 回定例会会議録の承認について

第 2. 教育長からの一般報告

第 3. 審議事項

議案第 1 号 令和 2 年度一般会計に係る補正予算について

議案第 2 号 財産の取得について

議案第 3 号 浦安市図書館協議会委員の委嘱について

第 4. 協議事項

第 5. 報告事項

1. 行事開催案内

- (1) 令和 2 年度生涯学習フォーラム開催案内

2. 行事・会議報告

- (1) 令和2年度第1回浦安市学校給食センター運営委員会会議報告
- (2) 2020 浦安スポーツフェア実施報告
- (3) 令和2年度第3回公民館運営審議会会議報告
- (4) 美浜公民館リニューアルオープン及びオープニング記念コンサート開催報告
- (5) 令和2年度第2回図書館協議会会議報告

3. その他・報告事項

- (1) 教育委員会共催・後援行事一覧
- (2) 社会教育主事の任命について
- (3) 令和3年度新入学 小規模学校選択制度希望調査の集計結果について
- (4) 令和2年度上半期青少年センター事業実績報告
- (5) 令和2年度上半期体育施設事業実績報告
- (6) 令和2年度上半期郷土博物館利用実績報告
- (7) 令和2年度上半期公民館利用実績報告
- (8) 令和2年度上半期図書館利用実績報告
- (9) 教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に関する報告について
- (10) 専決処分の報告について

第6. その他

開 会 (午後 3 時 00 分)

鈴木教育長 これより令和 2 年浦安市教育委員会第 11 回定例会を始める。
議事に入る前に、前回会議の報告について訂正があるので、事務局からの説明を求める。

丸山指導課長 第 10 回定例会の報告事項の 2. 行事・会議報告で、令和 2 年度浦安市児童生徒科学作品展実施報告を行った。その中で、今年度はコロナウイルス感染症の影響により県の作品展はないが、審査会は実施すると発言したが、正しくは、「県の科学作品展は、審査も含め実施はない」と訂正をお願いします。

県はないが、全国展の審査はあるため、学校長の推薦で学校から直接、1 点は全国展に応募できることとなっている。
以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた件について、何か質問はあるか。
全国展に応募している学校はあるのか。

丸山指導課長 1 点応募を希望する学校があると聞いている。

鈴木教育長 ほかにないか。よろしいか。
これより議事に入る。議事の第 1. 会議録の承認である。
令和 2 年浦安市教育委員会第 8 回定例会会議録及び、令和 2 年浦安市教育委員会第 9 回定例会会議録について承認いただけるか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、令和 2 年浦安市教育委員会第 8 回定例会会議録及び令和 2 年浦安市教育委員会第 9 回定例会会議録は承認された。

なお、会議録の承認に当たり、会議録の署名を吉野委員にお願いする。
次に、議事の第2. 教育長からの一般報告に移る。

1点目は、コロナ禍における学校教育についてである。

全ての小中学校、幼稚園・認定こども園では、運動会・体育祭代替の体育的行事が無事終了した。大規模な学校では低学年、中学年、高学年に分散して実施したり、あるいは全学年一堂であったものの2部ないし3部制のプログラムで実施したりするなど、工夫が見られた。

種目は、徒競走、集団演技、リレーといった運動会には欠かせないものであった。高学年には係活動を行わせ、学校行事を主体的に取り組み、自覚を持たせるなどの学校も見られた。

また、中学校の合唱コンクールも全学校、全学年で実施することができた。手作りの特殊なマスクを使用する学校や自校の体育館で分散して実施した学校、また、その様子をオンラインで視聴する学校もあった。これまでは各学校が同じような形で実施していたが、今回は学校によって異なり、実態に応じて工夫されていた。

校長会議では、今年実施した行事の方法について吟味・検証する必要がある、今後どう継承していくか、教職員だけでなく、子どもたちの意見や保護者、地域の方々、学校評議員など学校関係者の声を伺いながら行事の見直しを図ってほしいと伝えたところである。

2点目は、オリンピック・パラリンピック等選手育成補助金事業についてである。

10月8日(金)に育成選手指定授与式が行われた。12名の指定選手に市長からの指定証の授与が行われた。当日は、残念ながら6名の選手のみ参加であったが、指定選手の中には、現在、高洲中学校に在籍しているパラ陸上競技の中学3年生や、車椅子テニスの中学1年生が選出されていたり、本市の小中学校出身者の選手もおり、身近な選手の活躍が在校生の励みにもなるものと確信している。

3点目は、2020 浦安スポーツフェアと青少年音楽祭 2020 の開催についてである。

2020 浦安スポーツフェアは、10月11日(日)に快晴に恵まれる中、コ

コロナ禍におけるイベントとして、入場制限などの感染症対策を講じながら実施した。小さな子どもを連れた家族が多く参加され、例年よりも体験する時間が多く取れたような印象であった。2020 東京オリンピック自転車競技女子マディソン日本代表に内定している中村妃智選手によるサイクリングスポーツコーナーでは、中村選手と小さな子どもたちがマン・ツー・マンで一緒に走ったり、あるいは、ストラックアウトやスピード感の測定では、多くの参加者が順番待ちしていたりと大変にぎわっていた。大きな怪我もなく、感染者を出すこともなく、無事終了できたことが何よりであった。

また、10月31日(土)に市民まつりと併せて開催された青少年音楽祭2020も、コロナ禍により発表の機会が得られなかった合唱や吹奏楽の発表の場として、出演者の家族などの関係者をはじめ600名を超える多くの入場者でにぎわったと聞いている。こちらも座席指定や入場制限をした上で入場券を配布する等の感染症対策を講じての開催であった。先ほどの中学校の合唱コンクール同様、練習もままならず、また、発表の機会も失われてしまった青少年の健全育成の場として開催できたことが何よりであった。

4点目は、ふるさと浦安作品展の開催及び表彰式についてである。

11月1日(日)、ふるさと浦安作品展の最終日に郷土博物館2階の企画展示室において、表彰式を開催した。18名の児童生徒の作品が選出され、市長からは最優秀賞2名に、教育委員会からは優秀賞3名、奨励賞13名の子どもたちに賞状と盾、記念品等の授与を行った。

今年はコロナ禍により、夏季休業が例年の半分以下であったため、ふるさと浦安展への出展は難しいのではないかとの意見もあったが、長年、継続して研究している子どもも多い実態があったため、何とか継続したいという強い思いから、今回は応募期間を延長し、出展も学校を經由せず、直接博物館に提出という形で実施した。216点もの出展があり、大変うれしく思っている。主催者として、ふるさと浦安を思う子どもたちが多く存在し、育っていることを誇りに思うと挨拶で述べたところである。開館当初から博学連携を理念としてきた本市の郷土博物館の全ての

関係者に感謝したい。また、コロナ禍のため、リニューアル計画が止まっている状況となるが、ぜひ推進していきたいと改めて強く感じた次第である。

最後に、川端秀仁前教育委員が、このたび令和2年度地方教育行政功労者表彰を受賞されることとなった。11月19日(木)に市長への表敬訪問を予定している。川端氏は、これで、国、県、市からそれぞれ表彰されることとなった。本当におめでとうございました。

以上、私からの一般報告とさせていただきます。

次に、議事に入る前にあらかじめお諮りする。

議事の第3. 審議事項、議案第1号から議案第2号及び議事の第5. 報告事項、3. その他・報告事項の(9)、(10)については、浦安市教育委員会会議規則第20条ただし書の規定により、非公開として取り扱うことでよろしいか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 それでは、議事の第3. 審議事項、議案第1号から議案第2号及び議事の第5. 報告事項、3. その他・報告事項(9)、(10)については、議事の第6. その他の後、非公開の取扱いとする。

次に、議事の第3. 審議事項に移る。

議案第3号 浦安市図書館協議会委員の委嘱についてを議題とする。
事務局より説明を求める。

八田生涯学習部長 議案第3号 浦安市図書館協議会委員の委嘱についての提案理由の説明を申し上げる。

本案は、図書館協議会委員に欠員1名が生じたことから、浦安市立図書館設置条例第3条第3項の規定により、浦安市立小中学校PTA連絡協議会から推薦のあった高橋洋介氏を浦安市図書館協議会委員に委嘱するものである。任期については、前任者の残任期間である令和2年11月6日から令和3年6月30日までとする。

説明は以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第3号についての質疑を行う。
これは、小中学校PTA連絡協議会からの選出ということか。

曾木中央図書館長 欠員となった委員は、社会教育関係者として、公民館運営審議会より推薦を受けていたが、今回、これを家庭教育の向上に資する活動を行う者として小中学校PTA連絡協議会から推薦いただいたものである。

鈴木教育長 今までは、小中学校PTA連絡協議会からの推薦ではないということか。

曾木中央図書館長 そうである。今まで、家庭教育の向上に資する活動を行う者の枠は1名で、子ども会育成連絡協議会から推薦をいただいていたが、今回、家庭教育の向上に資する活動を行う者の枠を2名に変更し、小中学校PTA連絡協議会からも推薦をいただいた。

委 員 前任は、社会教育関係者として、公民館運営審議会の越村先生に依頼していたが、今回は、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、小中学校PTA連絡協議会にお願いしたということか。

曾木中央図書館長 今まで社会教育関係者として3名おり、その中の1名が退任することとなった。家庭教育の向上に資する活動を行う者が、1名であったため、今回は、こちらの枠で一人追加としている。

鈴木教育長 それでは、これより採決を行う。
議案第3号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第3号 浦安市図書館協議会委員の委嘱については承認された。

次に、議事の第4. 協議事項に入るが、本日の上程はない。

議事の第5. 報告事項に移る。

まず、1. 行事開催案内である。報告事項の(1)について、事務局からの説明を求める。

土久生涯学習部課長 令和2年度生涯学習フォーラム開催案内について説明する。

このフォーラムは、毎年開催しており、今年度については、昨年度策定された「障害者活躍推進プラン」を踏まえ、障がいを持つ方の学びの大切さや障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重し合い共生していく大切さを学んでいただくフォーラムにしたいと考え、テーマを「誰もが障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会をめざして」として、11月29日(日)に開催する。このフォーラムは、生涯学習課と障がい事業課との共催事業となる。

内容は、まず、社会教育・家庭教育を専門とされる山本裕一先生から、「みんなで考える、障がい者の生涯学習」とテーマで講演いただき、その後、事例報告を3点予定している。

まず、1点目が「体験と感動が可能性を育む」ということで、本市の東野地区複合施設内にあるふる里学舎浦安の施設長からお話をいただく。

このふる里学舎は、障害のある方のデイセンター、グループホーム、児童の放課後等デイサービスを運営しており、障がいのある方の生活・就労の場である施設の方から、学習支援の在り方、学びの在り方について事例の報告をいただく。

2点目は、スポーツ分野の取組から、本市スポーツ協会に障がい者スポーツ推進委員会があり、障がいのある方もない方も一緒にスポーツを楽しむ機会としてスポーツ教室を開催している。これまでサッカー、野球、ラグビー、陸上などを開催しており、そうした取組の報告をいただく。

最後に、芸術の分野の取組から、「障がい者の生涯学習と生きる力について」として、千代田区日曜青年教室&ヘルマンハーブちよだの活動、このヘルマンハーブとはドイツでダウン症の子どもがメロディーを弾くことができるハーブとして開発され、障害がある方も演奏できる楽器であるが、それを使った活動の取組を紹介する。

このような講演、活動を紹介いただき、これからの生涯学習のあり方や私たちにできることは何かということを知りたいと考えている。会場は文化会館の小ホールで、定員 150 名で開催する予定である。

鈴木教育長 ただいま報告がなされました行事開催案内 1 件に対する質問を受け付ける。 講師の山本先生に講演を依頼した経緯は何か。

土久生涯学習部課長 山本先生は、国立社会教育研修所を皮切りに、様々な社会教育関係の職務に携わっておられ、特に障がいということに特化されている方ではないが、生涯学習のあり方について広くお話をいただきたいと思っている。昨年度、生涯学習部で行った研修でも講師を務めていただいております。今回も依頼したところである。

鈴木教育長 ほかにないか。よろしいか。

それでは、次に、併せて 2. 行事・会議報告に移ります。報告事項の(1)から(5)については、事前にお配りした資料をもって報告とさせていただきます。行事・会議報告 5 件に対する質問を受け付ける。

委員 スポーツフェアに娘 2 人と参加した。

私はスポーツが好きなのだが、娘はスポーツが嫌いであるため、このスポーツフェアを通じて、一緒に参加する機会を得られてよかったと思う。今回は、娘がバスケットボールを体験し、上手くできたため、帰りには「バスケットボールをやってみたい」と言っていた。このような場がひとつのきっかけとなり、運動に対する考え方が変わったように思う。「私は下手ではなく、きちんとできるんだ」という自信を持つことがで

きたと思う。

鈴木教育長 今回、コロナ禍であるため、縮小しての開催となったが、例年と比べていかがか。

委員 模擬店が出ないのは少し寂しい気がしたが、この状況下では、やむを得ないと思う。本来であれば、模擬店で食事を取り、午後も引き続き参加することができればよかったと思うが、今回は仕方がないと思う。

鈴木教育長 ほかにないか。よろしいか。
それでは、次に、3. その他・報告事項に移る。
報告事項の(1)及び(3)から(8)については、事前にお配りした資料をもって報告とさせていただきます。
(2)について、事務局からの説明を求める。

河野教育総務課長 それでは、社会教育主事の任命について説明させていただきます。
令和2年10月1日付で、郷土博物館副主査 中川裕司を社会教育主事に任命したことを報告する。
報告は以上である。

鈴木教育長 その他・報告事項8件に対する質問を受け付ける。
小規模学校選択制度希望調査の集計結果についてだが、例年と異なる点や特徴的な点はあったか。

大和学務課長 小規模学校選択制度について、希望調査を締め切ったが、ここ数年は、抽選になることはなく、基本的には募集人員より下回った形となる。入船中学校については、受入可能が43人に対して、希望が48人となっているが、入船中学校からほかの学校を希望している人が16人いるため、定員を下回った形となる。

鈴木教育長　私も以前、入船中学校の校長をしていたが、入船中学校学区の子どもが隣の美浜中学校に通学し、他学区から入船中学校に来るという傾向がある。

委員　なぜ入船中学校に他学区からこれだけ多く希望者がいるのか。部活動などが理由か。

大和学務課長　今回の受入れでは、希望する理由を確認していないため、現時点では正確に把握できていない。部活動に関しては、小規模学校選択制度とは別に就学相談という別の制度で通うことは可能である。

鈴木教育長　中学校の場合は、部活動で中学校を選ぶことができる。私が入船中学校にいたとき、野球部がなかったため、野球のある美浜中学校に通学している生徒がいた。私が入船中学校にいた1年間に軟式野球部を復活させたが、人数が集まらず、結局はまたなくなってしまったが、最近では、美浜中学校の野球部も人数が足りないと聞いている。少ないパイを取り合っているような状況も発生しており、今後、部活動の種目の設置などのあり方を市全体で少し考えていく必要がある。

委員　学校給食の食物アレルギー対応についてだが、学校の先生が非常に苦労されていると思う。献立を見て食べるかどうか決めなければならないのに献立には食材が記載されていなかったとの報告があるが、何かいい方法はないのか。先生方が負担を抱えながら行っているという印象を受けた。

平林学校給食センター所長　アレルギーに関しては、学校給食の中でも一番デリケートな問題だと思っている。希望する保護者には食品材料一覧表を見ていただき、判断していただくこととなる。小学校では卵、牛乳、中学校ではアレルギー表示がされている7品目について、希望があれば対応することとなっている。学校にも負担をかけないように、成分表を丁寧に扱っている状況

である。意見を聞きながら、改善できるところは改善していきたいと考えている。

鈴木教育長 私の特論となるが、子どもたち自身がアレルギーを持っていることや、自分でそれを除去し、注意することを親が家庭で指導をする必要があると思っている。発達の状況にもよるが、学校の先生など他人にやってもらうのではなく、生涯を通して、自分の体のことを一番分かっている子ども自身に対処していく力をつけることが大切だと思う。

委員 この報告を読むと、ここが今できる限界ではないかと感じてしまう。

鈴木教育長 子どもたちが自分で考え判断するという力を身に付けていかなければ、いつまでも周りの大人が子どもを守ってあげなければならない。これからは、自分で生きて働く力を身につけさせるための手立てをきちんと教育していく必要がある。

委員 私も同意である。以前、ヘルスプロモーションスクールを紹介したと思う。心の部分はもちろん食育や体も含めて、セルフケアが必要となる。発達段階はあるにしても、これからは、自分で自分の身を守ることを子ども自身ができるようにする風土を地域全体で醸成していくことが必要であると思う。特に両親共働きの家庭が増えており、家庭教育で不足していることを今、学校の先生方が個別に対応されているということが現実としてあると思う。学校で健康教育を指導していくのと同時に、子ども自身が自分で判断する、選択するというのを小学校の頃からできるような仕組みが必要という気がする。

鈴木教育長 安全教育について、学校ではどのように実施されているのか。

大友教育総務部参事 子どもたちが自分自身で管理することが非常に必要である。ただ、小学校の場合、特に入学したばかりの初めて給食を食べる子どもた

ちには、大人の目は非常に大事である。保護者と連携を取りながら、情報を共有し、また、子どもたち同士で声かけできる環境づくりを行っている。また、アレルギー対応食の場合には、学校給食センターと学校が連携し、黒板に掲示物で分かるようにし、アレルギー対応食もきちんと分かるように配膳されている。非常に細かく行っているが、どうしてもその中でもアレルギーが起きてしまう場合があるため、早期対応や危機管理も大事であると思っている。

鈴木教育長 青少年センターの上半期の実績報告に関連して、コロナ禍における補導について、変わった点などあるか。

堀木青少年センター所長 コロナ禍で変わった点は特段ないが、臨時休校期間は、子どもたちに2時までは自宅にいなさいとの声かけや、集団で遊んでいたらマスクをつけるよう声かけを行った。また、学校再開後は、午前と午後の登校の時に合わせてパトロールしたが、特段変わった様子はなかった。

委員 高校生の補導が、令和元年度から増えているが、見回りの方法が変わったのか。

堀木青少年センター所長 昨年度から雨天での補導も行っている。高校生による傘差し運転や、携帯電話をしながらという自転車の危険行為が目立っている。

委員 ネットパトロールについてだが、LINEの検索は今でもできないという理解でよいか。

堀木青少年センター所長 LINEやメールなど、個人同士のやり取りについては、検索することができない。TwitterやInstagramなど、一般的に公開されている場に隠語を検索し、機械的に上がってきたものを人間の目で判断するという形を取っている。

鈴木教育長　ほかにないか。よろしいか。

それでは、次に、議事の第6. その他に入るが、本日、その他の事項の上程はない。各委員の皆様からの発言をお願いします。

委員　私からは、コロナ関係の資料を紹介させていただく。岡山大学の小児科の先生によって9月14日時点でまとめたものになる。学校では子ども同士の感染が、今のところほとんどない状況にあり、学校を休校するかどうかという点で考えたときに、休校することはないのではないかと考えるのではないかとという情報があったため共有をさせていただいた。

今、親が感染し、家庭で子どもに感染させてしまうというケースがほとんどだと思うが、小児の場合は、基本的に感染者が少ないということ、重篤化しにくいということがある。学校でクラスターが発生することはあり得るが、子ども同士というのは実際に少なく、感染が分かったときには、きちんと対応をしていく必要はあるが、休校するほうが子どもにとってリスクが大きいということであった。

鈴木教育長　とても参考になるため、校長先生方にも参考資料として送付させていただいた。いろいろなところで感染症のリスクよりも、学校を長期に休業させたリスクの方が大きかったということがよく言われている。本市の対応もそこを加味して、感染状況を見ながら授業をしていくと変えていくとしている。吉野委員、インフルエンザの発生状況はいかがか。

委員　新型コロナウイルスの感染予防で子ども達も手洗いやマスクの着用をきちんと守っているためなのか、現在、インフルエンザは出ていない。今後もこの対策は有効だと考えられているので、引き続き、指導してほしい。

鈴木教育長　ほかに何かあるか。よろしいか。

それでは、これより教育委員会会議規則第20条ただし書の規定により非公開と決定した案件について審議を行う。

案件は議事の第3. 審議事項、議案第1号から議案第2号及び議事の第5. 報告事項、3. その他・報告事項(9)、(10)である。浦安市教育委員会会議規則第22条の規定により、郷土博物館長は退出してよい。また、指導課長は別室にて待機をお願いする。保育幼稚園課長が入室する。

傍聴人の皆様においては、退出をお願いする。

議事の第3. 審議事項、議案第1号から議案第2号及び議事の第5. 報告事項、3. その他・報告事項(10)については、教育委員会会議規則第20条ただし書きの規定により、非公開の取り扱いとしていたが、令和2年11月30日に市長が市議会に議案を提出したため議事録を公開する。

鈴木教育長 それでは、会議を再開する

議案第1号 令和2年度一般会計に係る補正予算についてを議題とする。

事務局の説明を求める。

白石教育総務部長 それでは、議案第1号 令和2年度一般会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年浦安市議会第4回定例会へ議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により提案するものである。

補正予算の内容について、教育総務部及び健康子ども部については私が、生涯学習部については生涯学習部長が説明する。

歳出の部になる。

45款教育費、5項教育総務費、10目事務局費のうち、職員給与費については、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、教育長の給料及び期末手当を10%減額するため、特別職1名分22万5,000円を更正減するものである。

同じく、バス運行管理事業については、令和2年8月から令和5年7月までの長期継続契約で入札差金が生じたことなどにより、132万円を

更正減するものである。

同じく、奨学金事業については、奨学資金貸付金について、当初 21 名分を見込み予算計上していたが、14 名への貸付けとなり、執行残が生じることから 219 万円を更正減するものである。

次に、13 目学務費のうち、職員研修費については、新型コロナウイルス感染症拡大により関東地区学校事務研究大会が中止となったことにより、2 万 5,000 円を更正減するものである。

同じく、学校選択制度経費については、学校紹介パンフレット印刷製本費について、競争見積りにより差金が生じたことにより 4 万 6,000 円を更正減するものである。

同じく、一般事務経費については、中学校における事案、教諭の不適切な指導への訴えの事案の対応及び相談に対する弁護士への謝礼金など 206 万 8,000 円を追加するものである。

同じく、負担金については、千葉県中学校長会会費の負担金単価が減額になったことに伴い 6 万 2,000 円を更正減するものである。

次に、17 目保健体育安全費のうち、学校等防犯対策費については、浦安市立小学校昼間警備業務委託の入札差金及び市立小学校の臨時休業で警備員配置日数の減による減額に伴う執行残 580 万円を更正減するものである。

次に、20 項幼稚園費、5 目幼稚園費のうち、幼稚園・認定こども園改修事業【実施計画】については、改修工事設計業務委託の契約差金が生じたことなどにより 736 万 5,000 円を更正減するものである。

同じく、幼保連携推進事業については、就学前保育・教育指針の改訂作業を来年度以降に延期することとしたため、75 万 8,000 円を更正減するものである。

同じく、過年度返還金については、平成 31 年度、児童福祉法による幼稚園運営費地方単独費負担金の返還金が生じる見込みのため、3,000 円を追加するものである。

次に、30 項保健体育費、15 目学校給食センター費のうち、公用車購入費（更新 2 台分）については、入札差金が生じたことにより 35 万 5,000

円を更正減するものである。

同じく、給食費徴収事務費については、新型コロナウイルス対策として、学校給食が4月と5月が中止、6月から8月までは児童生徒の給食費の免除を行ったことから、給食費の徴収に係る郵送料など不執行となったことから112万1,000円を更正減するものである。

教育総務部及び健康こども部については、以上となる。

八田生涯学習部長 私からは、生涯学習部の令和2年度一般会計に係る補正予算について説明する。

まず、歳入についてである。

45款使用料及び手数料、5項使用料、25目教育使用料について、今年度は東野プールを閉場したことから、市営プール使用料を1,616万4,000円全額減額するものである。

次に、85款市債、5項市債、25目教育債については、今年度に日の出公民館のエレベーター改修工事を実施するに当たり、日の出公民館維持補修費債として2,290万円を増額補正するものである。

次に、60款財産収入、5項財産運用収入、5目財産貸付収入については、美浜公民館内に設置した自動販売機2台分の土地建物貸付の契約金額が確定したため20万8,000円を更正減するものである。

次に、歳出となる。

10款総務費、5項総務管理費、70目市民文化施設費のうち、文化会館指定管理料（債務負担行為分）については、新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館したことから、928万3,000円を更正減するものである。

同じく、市民プラザ指定管理料（債務負担行為分）については、新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館したことから、765万円を更正減するものである。

市民プラザ大規模改修事業関連経費については、市民プラザリニューアルオープン記念事業業務委託について規模縮小になったことにより、契約差金が生じたことから、71万7,000円を更正減するものである。

音楽ホール指定管理料（債務負担行為）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館したことから、1,070万円を更正減するものである。

市民文化施設使用料還付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用をキャンセルした際に還付する過年度支払い分の施設使用料として427万4,000円を増額補正するものである。

次に、45款教育費、25項社会教育費、5目社会教育総務費のうち、社会教育委員経費については、新型コロナウイルス感染症の影響により各大会が中止及び縮小したことから、29万3,000円を更正減するものである。

同じく、一般事務費については、新型コロナウイルス感染症の影響により安全衛生委員会研修会を中止したことなどから、3万5,000円を更正減するものである。

同じく、世界一行きたい科学広場in浦安実行委員会補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったことから、70万円を更正減するものである。

次に、45款教育費、25項社会教育費、10目公民館費のうち、職員研修費として、新型コロナウイルス感染症の影響により研修等が中止になったことから、6万9,000円を更正減するものである。

同じく、公民館活動費として、公民館運営審議会や各公民館主催事業に係る各種経費で執行見込みのない予算として774万8,000円を更正減するものである。

同じく、公民館維持管理費として、美浜公民館、当代島公民館、高洲公民館の業務委託における契約差金として872万9,000円を更正減するものである。

同じく、公民館維持補修費として、当代島公民館、日の出公民館における設備老朽化に対応するため、4,435万円を増額補正するものである。

同じく、美浜公民館大規模改修事業【実施計画】として、新型コロナウイルス感染症の影響によりリニューアルオープンを縮小して開催したことから、64万円を更正減するものである。

同じく、公用車購入費として、契約差金により 47 万 2,000 円を更正減するものである。

同じく、一般事務費として、中央公民館、当代島公民館、日の出公民館の一般事務費の減額と高洲公民館の増額で、差引き 17 万 9,000 円を更正減するものである。

次に、45 款教育費、25 項社会教育費、15 目図書館費のうち、講演会開催経費については、新型コロナウイルス感染症の影響により図書館カルチャーの開催を中止したことから、30 万円を更正減するものである。

同じく、中央図書館維持管理経費については、中央図書館植栽管理業務委託契約の契約差金 22 万 6,000 円を更正減するものである。

同じく、レファレンスサービス事業については、デジタル・マイクロ・フィルム・スキャナー等賃貸借契約の履行期間を変更したことから、16 万 1,000 円を更正減するものである。

同じく、図書館運営費については、会計年度任用職員に係る経費において、退職による欠員等により残額が見込まれること及び図書館資料搬送業務委託契約の契約差金が生じたことから、137 万 7,000 円を更正減するものである。

次に、45 款教育費、25 項社会教育費、27 目青少年センター費のうち、青少年補導員活動経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年見守り隊（補導員）による街頭パトロール等を中止したことから、103 万 7,000 円を更正減するものである。

同じく、ネットパトロール事業については、契約差金が生じたことから 7 万円を更正減するものである。

同じく、青少年センター職員研修費については、新型コロナウイルス感染症のため研修が中止になったことから、3,000 円を更正減するものである。

同じく、青少年センター運営費については、新型コロナウイルス感染症の影響により協議会等の中止及び事業を縮小したことから、47 万円を更正減するものである。

次に、45 款教育費、30 項保健体育費、5 目保健体育総務費のうち、ス

ポーツレクレーション事業として、スポーツ推進委員 35 名分、報酬については 28 名分の上半期報酬支払い額が確定したことから、36 万 4,000 円を更正減するものである。

同じく、スポーツ推進委員経費については、新型コロナウイルス感染症の影響により全国及び関東並びに千葉県研究大会が中止になったことから、旅費や交通など 26 万 3,000 円を減額するものである。

同じく、軽スポーツ大会（スポーツ推進委員）については、新型コロナウイルス感染症の影響により軽スポーツ大会が中止になったことから、チラシの印刷費や商品購入費など、20 万 4,000 円を更正減するものである。

同じく、各種体育大会実施事業として、市民体育大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により春季・冬季大会の中止や、秋季大会が一部中止になったことから、市長杯、教育委員会杯レプリカの購入費やバス運行委託 63 万 2,000 円を更正減するものである。

同じく、少年体育大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により春季大会が中止になったことから、大会参加証や市長杯・教育委員会杯のレプリカの購入費 18 万 5,000 円を減額するものである。

同じく、スポーツ交流事業補助金については、新型コロナウイルス感染者の影響によりオーランド市ハーフマラソン大会選手派遣団の派遣及び受入れが中止になったことから、80 万円を更正減するものである。

同じく、一般事務費については、新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ推進委員全国研究大会及び関東研究大会が中止になったことに伴い職員随行が不要となったことから、旅費 6 万 1,000 円を更正減するものである。

次に、45 款教育費、30 項保健体育費、10 目体育施設費のうち、施設管理運営費として、中央武道館指定管理料（債務負担行為分）については、主に新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館したことから、132 万円を更正減するものである。

同じく、東野プール指定管理料（債務負担行為分）については、新型コロナウイルス感染症の影響により施設を閉場としたことにより、維持

管理費の支出予定額に変更が生じたことから、3,417万9,000円を更正減するものである。

同じく、運動公園指定管理料（債務負担行為分）については、主に新型コロナウイルス感染症の影響により施設を閉場したことから、5,233万8,000円を更正減するものである。

同じく、高洲海浜公園パークゴルフ場維持管理費については、令和5年、令和元年度中に施工する予定であった水道管の分岐表示が県水道局との調整に時間を要したため発注できず、それに伴い水道料金及び下水道使用料が発生しなくなったことから、117万円を更正減するものである。

同じく、施設維持補修費として、高洲中央公園球技場維持補修費については、J：COM浦安少年野球場、高洲中央公園少年野球場の利用者の安全確保のため、内野フェンス緩衝材設置工事を行うことから、532万4,000円を増額補正するものである。

同じく、陸上競技場維持補修費として、運動公園陸上競技場スコアボード設置工事实施設計業務委託で契約差金が生じたことから、134万2,000円を更正減するものである。

説明は、以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第1号についての質疑を行う。

委 員 公用車購入の値段は、安過ぎないか。

川口中央公民館長 公用車自体は、237万9,000円で購入となる。予算額が290万1,000円の差額を返還するものである。

鈴木教育長 学務費の一般事務経費の211万3,000円の追加の内訳は何か。

大和学務課長 弁護士への謝礼金となる。平成30年度に市内の中学校での教員の指導に対して保護者が卒業後に弁護士を立てて通知をしてきたことから、そ

のやり取りについて弁護士と相談し、解決の形が整ったことから今回謝礼金を支払うこととなった。

鈴木教育長 公民館維持補修費の当代島公民館の追加と、日の出公民館の維持補修事業の追加について説明をお願いしたい。

佐藤当代島公民館長 当代島公民館維持補修費の935万円の増額については、当代島公民館事務室に設置している火災・ガス漏れ・地震連動操作盤の不具合が生じたことにより予算要求するものである。基盤等が故障し、防排煙の部分にエラー表示が出ている状況になっていることから今回、補正予算で追加するものである。

岡本日の出公民館長 日の出公民館のエレベーター設置後22年が経過し、油圧式で段差がおこり動作音が大きいため、今回、油圧式からロープ式に変えるため3,500万円を追加するものである。

鈴木教育長 ほかにないか。よろしいか。
それでは、これより議案第1号の採決を行う。
議案第1号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第1号 令和2年度一般会計に係る補正予算については承認された。

次に、議案第2号に移るが、教育総務部長、教育総務部参事、教育総務部次長、生涯学習部長、生涯学習部次長、教育総務課長以外は退室してよい。また、学務課長、保健体育安全課長は別室にて待機をお願いする。指導課長が入室する。

それでは、議案第2号 財産の取得についてを議題とする。

事務局の説明を求める。

白石教育総務部長　それでは、議案第2号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小中学校児童生徒用タブレット等購入について、令和2年浦安市議会第4回定例会へ議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により提案するものである。

なお、令和2年10月22日執行の一般競争入札の結果、取得価格は3億7,597万8,955円、財産の所有者は株式会社オーイーシーとなる。

説明は以上である。

鈴木教育長　ただいま説明がなされた議案第2号についての質疑を行う。

委　　員　　このタブレットは何年ぐらい使用することを想定しているのか。

丸山指導課長　市の予算で購入しているタブレットについて、リース期間を5年としていることから、今回購入したタブレット端末についても5年は使用する予定で考えている。

鈴木教育長　ほかにないか。よろしいか。

それでは、これより議案第2号の採決を行う。

議案第2号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長　異議がないので、議案第2号 財産の取得については承認された。

それでは、議事の第5. 報告事項に移るが、指導課長、退室してよい。学務課長が入室する。

議事の第5. 報告事項、3. その他・報告事項(9)については、教育委員会会議規則第20条ただし書きの規定により、非公開の取り扱いとしていたが、令和2年12月に人事異動方針を公表したことから議事を公開する。

鈴木教育長 それでは、(9)教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に関する報告について、事務局からの説明を求める。

河野教育総務課長 それでは、教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に関する報告について、説明させていただく。

浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第4章の規定に基づき、教育長が臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について報告する。

報告は、1. 令和2年度末及び令和3年度浦安市立小・中学校職員人事異動方針についてとなる。県費負担教職員の人事異動は、県教育委員会の公立学校職員人事異動方針に基づき、本市の方針案を作成し、教育委員会にて協議いただいているが、今年度の人事異動に係る業務が早まり、事前に協議いただくことが困難であったことから、浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第3条第2項の規定により、教育長の臨時代理を行ったものである。

詳細については、学務課長より説明する。

大和学務課長 浦安市小・中学校職員人事異動方針について、説明させていただく。

県費負担教職員の任命は、本来は県が行うため、県の方針に従うこととなるが、市内の異動等については、教育委員会が作成し、それを県に内申するため、市の異動方針が必要となる。

本市の教職員の人事上の課題については4点となる。1点目は若年層の育成、2点目が特別支援教育の充実、3点目は欠員の解消、4点目が管理職の不足である。これは本市に限らず、県、国全体でも大きな課題となっている。これらの課題を解決するために、数年後を見据えて市の

人事異動方針を策定している。

今回、異動対象者として、強力に配置要請を行う者は、同一校で7年以上勤務した者、それから、他の市町村での勤務経験がなく、本市に10年以上勤務している者、そして、新規採用以来、同一校に5年以上勤務した者となる。これらの者については、今年度末の人事異動で配置換えを進めていく。これは県の考え方であるため、市もそれに準じている。

また、本市独自のものとして、小学校について、ブロックを異にする学校における教育経験の拡充を進めている。本市は、元町、中町、新町と、地区により教育環境に特徴があるため、このブロック制を設けることで、経験が浅い段階で様々な地域を経験することができ、学校の活性化や教職員本人の成長にもつながると考えている。ただ、中学校については、教科指導で異動する関係があるため、ブロック制は敷いていない。

課題で上げた特別支援教育の充実や欠員の解消、管理職の不足の対応については、管内交流等を活用して他市の人材を積極的に受け入れていきたいと考えている。広域交流は、船橋市、習志野市、八千代市、市川市、浦安市以外のところからの交流となり、管内交流は、今の5市の中で交流していくこととなる。

また、数年後の本市教育のさらなる発展を視野に入れて、今本市で勤務している職員についてもできるだけ他市交流を計画的に進めて、さらに視野を広げて浦安に戻ってきていただき、浦安の教育の発展に努めていってもらいたいと考えている。

なお、人事異動に当たっての留意事項としては、個別事情を考慮するという点と、校長のリーダーシップを高めるために転入職員について、校長の意見をできる限り考慮し、校長からの意見を聴き取ってできる限り、可能な限り進めていくこととする。

説明は以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた報告に対する質問を受け付ける。

例年12月に定例会で協議いただいているが、今年度は県からの指示が早く、人事異動の方針の手続を早めに行う必要があったことから、教育

長の臨時代理とさせていただいた。校長会議ですでに説明しているが、例年は、12月に説明会を行い、2学期の終業式に個票を配り、年末年始を経て3学期の最初の日先生方から個票を受け取っている。

委員 保護者としての経験からとなるが、以前、子どもが通っていた学校で、3分の1程度、教員の方が一度に異動され、学校の雰囲気ががらっと変わってしまったことがあったため、継続性を少し考えていただきたいと思う。また、校長先生、教頭先生、教務の先生が同時に異動されてしまうと、やはり大きく変わってしまう。1年で3分の1が入れ替わるということは、3年間で全員が入れ替わるということとなるため、かなり早いペースであると思う。学校の継続性を加味して、例えば、6年間で全員を入れ替える場合、毎年20%弱が入れ替わるなど、考えていただければと思う。

大和学務課長 計画的に異動していくということに関しては、校長先生方にもお願いをしており、最大で7年間で異動という方針があるので教職員も考えている。ただ、全員が7年間で異動してしまうと、指摘のあったように、一斉に入れ替わるということが当然考えられることから、早めに相談をしていきたいと思う。ただ、人事異動は、個人の希望もかなえていかなければならないため、今、指摘いただいたことも踏まえながら、また、学校長にも相談をしていきながら、計画的に進められるようにしていきたい。

管理職の異動については課題があり、今年度末から4年間で、校長が定年退職で30名が入れ替わることとなり、既に学校数を超えるという状況になる。教頭が校長に上がることとなるが、その教頭職も足りないという状況となる。学校運営についても、できるだけ同時異動はしないようにしていくが、もしそのような状況になった場合も、継続性が保たれるような教職員の配置に努めていきたいと考えている。

鈴木教育長 本市の場合は、他市と比べて会計年度任用職員が多く、正規の教員と

会計年度職員を合わせると1年間で25人程度入れ替わる場合が意外とある。県費職員はあまり替わっていないけれども、会計年度職員が多く入れ替わってしまう場合もある。また、教育委員会としても継続性を一番大事にしたいと考えているため、校長、教頭、教務を一斉に替えたくはないが、諸事情があつて、入れ替えたこともある。

委員 会計年度任用職員は、1年間で入れ替わっているようだが、何か理由があるのか。

大和学務課長 会計年度任用職員を1年間で必ず異動させなければいけないという規定はない。こちらについても個人の事情を聞きながら、また、学校の中での状況など、特に心身障がい児補助教員などは、子どもの数によっても変わってくるため、調整を行う。

委員 適正配置に「他の市町村経験がない」という事項が新たに加わったのか。

大和学務課長 そのとおりである。他の市町村の経験は、管理職の選考の条件となる。そのため、県としても早めに他の市町村で経験していない人を異動させて、管理職の選考を受けられるようするため、強力に押し進めるという点が今回新たに加わっている。

委員 退職年齢が65歳になることはないのか。

大和学務課長 県から定年延長に関する連絡はないため、現段階では定年が60歳までとなり、その後は再任用として65歳までとなる。現在、本市では、再任用は管理職にはなっていない。

鈴木教育長 東京都やいくつかの都道府県では、再任用の管理職はいるが、千葉県ではまだ実施していない。千葉市は2年前から2人ぐらいいる。定年退

職が延長になることにより校長の在職期間も延ばすことができるため、我々も注視している。

ほかはないか。よろしいか。

それでは、次に、(10)専決処分の報告についてに移るが、学務課長は退室してよい。保健体育安全課長が入室する。

それでは、(10)専決処分の報告について、事務局からの説明を求める。

斉藤保健体育安全課長

専決処分の報告について、説明する。

市が訴えを提起するときには市議会の同意が必要となるが、市議会が年4回の開催となるため、地方自治法第180条第1項に基づき、市長が専決を行い、議会や教育委員会に報告した上で手続きを進めていくこととなる。

給食費の滞納については、例年この時期に訴えの提起の手続きを行っている。税金であれば、時効は5年となるが、給食費につきましては、民法上の債権となるため時効が2年と短くなっている。判決があると時効が10年となるため、それを目的とした訴訟となる。

今年度については、17世帯、30人となり、訴えの合計額は193万7,400円になる。

訴えに至った経緯については、例年7月から前年度の滞納者に債権の回収業務を弁護士に委任し、弁護士からの催告書や納付相談などの手続きとなるが、応答がなく、入金がなかった17世帯30人に訴訟をすることとなった。今後については、弁護士と相談しながら未納の給食費の回収に努めていきたいと考えている。

説明は以上である。

鈴木教育長

ただいまの報告に対する質問を受け付ける。

委 員

37万5,000円の方がいる。給食費は月4,000円程度であったと思うが、これは何か理由があつてのことか。訴訟までの期間が早い方と遅い方はどのような違いがあるのか。

斉藤保健体育安全課長 学校給食費は、小学生が4,300円、中学生が4,500円となり、兄弟2人が1年間支払わないと10万円を超えることになる。また、本市では第3子以降の減免制度を設けており、給食費は徴収しないこととなっているが、滞納がある方についてはその制度を適用しないため、どこかで清算していただく必要がある。

委 員 基本的には1年間ぐらい滞納しているということか。

斉藤保健体育安全課長 そうである。訴訟には、弁護士費用が概ね2万円程度かかるため、目安としては、3万5,000円以上の滞納がある方について、訴訟を検討する。

委 員 滞納の件数は、減っているのか。

斉藤保健体育安全課長 訴訟については、令和元年が16件、30年度20件、29年度が17件である。訴訟の対象になる方は減っていないが、今年度は10月まで給食費の支払いがなかったことから、3月の段階で滞納世帯は190世帯程度であったが、今月は100世帯程度まで減っている。

鈴木教育長 ほかにないか。よろしいか。

以上で、令和2年浦安市教育委員会第11回定例会を閉会する。

閉 会 (午後4時45分)